

(公 印 省 略)
こ育第 1 1 5 - 1 号
令和 6 年 5 月 1 7 日

認可外保育施設設置者 様

群馬県生活こども部
こども・子育て支援課長 布見 洋美

群馬県認可外保育施設指導監督実施要綱及び群馬県認可外保育施設指導監督基準の改正について

このことについて、下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用しますので通知します。

記

第一 群馬県認可外保育施設指導監督実施要綱（以下、「実施要綱」という。）

1 主な改正内容

- (1) 国の改正による文言の修正
- (2) 様式の変更（押印欄の廃止を含む）

※詳細は別添「新旧対照表」のとおり

2 改正理由

令和 6 年 4 月 10 日付けこ成保第 230 号により「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）」の一部改正が通知されたことに伴い、所要の改正を行うため。

第二 群馬県認可外保育施設指導監督基準（以下、「県基準」という。）

1 主な改正内容

これまで、県基準については、令和 6 年 3 月 29 日付けこ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知に基づく認可外保育施設指導監督基準（以下「国基準」という。）の一部改正がある度に、その都度改正をしていましたが、今回の改正により、県の独自基準を除く部分については、国基準に定めるところによるものとします。

※詳細は別添「従前の県基準との比較表」のとおり

2 改正理由

- (1) 県基準の改正事務の簡素化により、改正内容を認可外保育施設設置者へ速やかに周知するため
- (2) 従来の県基準に記載されていなかった、国基準に記載の「指導監督基準の考え方」を示すことで、認可外保育施設設置者のより一層の理解を促すため

3 国基準の改正内容（概要）

別添令和 6 年 4 月 10 日付けこ成保第 230 号こども家庭庁成育局長通知により、以下のとおり国基準の一部改正がありましたので、今回の県基準の改正と併せてご確認ください。

- (1) 経過措置期間終了に伴う送迎用バスへの安全装置の装備の義務化【第7(8)】
 - (2) 利用者への情報提供について、掲示による方法に加え、インターネット(ここ de サーチ)を利用して公衆の閲覧に供することを義務付け【第8(1)】
 - (3) 指導監督基準の考え方(国基準の□□部分)の改正
- ※令和6年4月1日から適用。詳細は別添「【参考】令和5年度との比較表」のとおり

以上

担 当 : 保育係 河内 電 話 : 027-226-2626 F A X : 027-226-2100 メー ル : kawauchi-s@pref.gunma.lg.jp
--